

ＪＡ全農が公表した太平物産（株）の肥料問題について

農林水産部

平成27年11月5日の全国農業協同組合連合会（ＪＡ全農）のプレスリリースにより、太平物産株式会社（本社秋田市）が製造した678銘柄の肥料について、原料や配合割合等が表示と異なることが判明した。

１ ＪＡ全農の公表内容（11月5日プレスリリース）

- (1) ＪＡ全農が太平物産から購入し、「ＪＡマーク」、「全農マーク」を付して生産者に販売した肥料について
 - ア 太平物産製造肥料783銘柄のうち調査可能な726銘柄について確認した結果、678銘柄（全体の約9割）でチラシや肥料袋に表示している内容と異なることが判明した。
 - ・ 肥料の成分が不足
 - ・ 記載されていない原料を使用
 - ・ 有機原料の割合が少ない
 - イ 肥料の供給対象は、青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、長野県、山梨県の11県。
- (2) 同社の肥料の約7割は、有機入り複合肥料であり、その一部が「特別栽培農産物」、「有機農産物」等の栽培に使用されている実態が判り、当該肥料を使用した場合、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」、「ＪＡＳ規格」に適合しない可能性がある。
- (3) 同社が使用している原料は、通常の肥料製造に使用されているものであることから、同社の肥料を使用して栽培した農産物の安全性には問題はないと認識。
- (4) ＪＡ全農としての主な対応は、以下のとおり。
 - ア 同社の肥料全てを回収し、同社以外で製造した代替品の供給を開始。
 - イ 同社の肥料を使用した農産物は、「特別栽培農産物」、「有機農産物」等と表示せず、慣行栽培農産物として出荷・販売するよう生産者・ＪＡに要請。
 - ウ 既に出荷済みの農産物についても、慣行栽培農産物としての販売への切り替え、もしくは回収等について取引先と協議。
 - エ このことによって発生した損害等については、補償を含めＪＡ全農が誠意を持って対応。

2 県の緊急的な対応

今般の件は、県を挙げて県産農産物のブランド化等を進めている中で、生産者に対してはもとより、消費者等の信頼をも損なう極めて遺憾な行為であり、ＪＡ全農に対し、プレスリリースした対応に加え、生産者等へのきめ細かな対応や、同社製造肥料すべての成分分析の実施・公表、損害の補償方法の提示など、誠意ある対応を速やかに講ずるよう求めていく。

県としては、特別栽培農産物など県産農産物の安全・安心を守るため、次のとおり緊急的な対応を行う。

なお、今後、県産農産物を生産・販売する中で、様々な影響が出ることも予想されることから、事案の内容に応じて、ＪＡ全農秋田県本部、公益社団法人秋田県農業公社など関係機関と連携し、迅速かつ機動的な対応を図る。

(1) 同社製造肥料の成分分析

ア 現在、ＪＡ全農より同社製造肥料の成分内容が示されていないことから、本県で使用された肥料について、速やかな成分分析の実施をＪＡ全農秋田県本部に要請。

イ ＪＡ全農秋田県本部では、(株)秋田県分析化学センターに依頼し、11月7日より成分分析を開始。

(2) 特別栽培農産物等への対応

ア 秋田県農業公社の認証に係るもの

秋田県農業公社において、次のとおり対応する。

① 同社製造肥料の使用の如何に関わらず、公社の認証に係る全ての案件について、速やかに再判定を行い、

- ・ 同社製造肥料が使用されていない場合は、直ちに再認証通知書を交付する。
- ・ 同社製造肥料を使用している場合は、ＪＡ全農秋田県本部による肥料の成分分析結果等をもとに、速やかに認証の可否を再判定する。

申請者等に対しては、再判定の結果によって合格したもの以外は、特別栽培農産物としての出荷・販売を自粛するよう要請する。

② 認証を終えていないものについては、成分分析結果等に基づき、適格な認証審査を行う。

③ 同社製造肥料を使用した農産物が出荷済みの場合は、申請者等からの要請に応じて、販売先に対し、今般の取扱方針や再判定の結果などについて適切な説明を行うとともに、基準に合致しない農産物については、特別栽培農産物等としての販売を自粛するよう要請する。

④ 有機農産物についても、使用肥料を再度確認のうえ、申請者等の相談に応じる。

イ 秋田県農業公社の認証以外のもの（自主認証）

生産者等が「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、自主的に特別栽培農産物として取り扱っている農産物についても、依頼がある場合は、県（地域振興局）において、農業公社と連携し、上記アに準じた対応ができるよう情報提供やアドバイス等を行う。

(3) 相談窓口の設置

農業生産者等からの相談に対応するため、相談窓口を次のとおり設置する。

- ・ 秋田県農林水産部
農業経済課（特別栽培農産物等全般に関する相談）
電話・018-860-1763
水田総合利用課（使用肥料に関する相談）
電話 018-860-1786
- ・ 公益社団法人 秋田県農業公社（特別栽培農産物等の認証に関する相談）
電話 018-893-6211
- ・ 全国農業協同組合連合会秋田県本部（使用肥料、生産物販売等全般に関する相談）
電話 018-864-2421（管理部企画管理課）

【参考】

1 特別栽培農産物

国が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用成分回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

本県では、国のガイドラインに基づき、県の制度として、秋田県農業公社を認証機関とする「秋田県特別栽培農産物認証制度」を制定・運用しているほか、生産者が国のガイドラインに基づき、自主的に特別栽培農産物の生産・販売を行っている。

2 有機農産物

有機農産物のJAS規格に基づき、化学合成された肥料及び農薬を避けることを基本として、播種または植付け前2年以上の間、堆肥等による土づくりを行った圃場において、生産された農産物。

3 肥料の使用状況（現時点での推計値）

県内肥料供給量（トン）	54,000
うち太平洋産製造肥料	5,000
うち水稲用肥料	1,800
うち特別栽培米等用肥料	250

4 主食用水稲の状況（現時点での推計値）

区分	面積 (ha)	生産量 (トン)
県内主食用水稲	71,200	419,400
うち特別栽培米等	9,600	55,000
うち影響が懸念される水稲	420	2,400